

輪島市監査公表第 19 号

輪島市長より、平成23年1月11日付け発輪監査第244号の
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月17日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



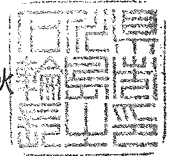
発健第 1032 号

平成23年 3月15日

輪島市監査委員 向 憲龍 様

輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 健康推進課

監査執行年月日 平成22年11月18日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 職員の時間外勤務について</p> <p>職員の勤務状況については、一部職員に時間外勤務の増加や偏りが見受けられた。職務内容により異なる業務量に対し、課内の職務分担や応援体制を再度見直すことにより職員間の均衡を保つことを検討されたい。</p>	<p>時間外が特に多い系の業務量を把握し、時間外勤務が多い職員の業務量を減らすことで、課内全体の時間外勤務時間数を減らし、勤務時間の均衡化を図った。</p>	<p>措置済み</p>